

Ⅲ. JSA推奨の助成金 ● 両立支援等助成金

育児休業等支援コース

要件：雇用保険

- ・「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業に対して助成
- ・育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業主に対して助成

要件 [育休取得時]

- ・ 育休取得者と面談の上、「育休復帰支援プラン」を作成
- ・ 3カ月以上の育児休業

[職場復帰時]

- ・ 育休中の労働者に職場情報・資料の提供
- ・ 育休取得者と面談の上、原職等に復帰させ、引き続き6カ月以上雇用

[代替要員確保時]

- ・ 代替要員の新たな確保(1カ月以上の期間が合計3カ月以上)
- ・ 育休取得者を現職等に復帰させ、引き続き6カ月以上雇用

[職場復帰後支援]

- ・ 育児・介護休業法を上回る「A:子の看護休暇制度」または「B:保育サービス費用補助制度」の導入
- ・ 導入した制度の利用実績があること

①育休取得時	28.5万円<36万円>
②職場復帰時	28.5万円<36万円>
* 職場支援加算	19万円<24万円>
③代替要員確保時	47.5万円<60万円>
* 有期労働者加算	9.5万円<12万円>
④職場復帰後支援	28.5万円<36万円>
A. 看護休暇制度	1,000円<1,200円>/h
B. 保育サービス費用	実支出額の2/3補助

東京しごと財団 働くパパママ育休取得応援奨励金 働くママコース

従業員が、子が1歳になるまでに育児休業を開始し、1年以上取得(法定の産後休業期間を含む)した後、現職に復帰し3か月が経過し、職場環境を整備した場合に125万円の奨励金を支給。

- ※ 働くパパコースとの併給は不可
- ※ 予算枠あり